

○三浦市漁港管理条例（昭和58年3月25日三浦市条例第2号）の一部を改正する条例新旧対照表【第1条改正】

改正後	改正前
<p>○三浦市漁港管理条例 昭和58年3月25日三浦市条例第2号</p>	<p>○三浦市漁港管理条例 昭和58年3月25日三浦市条例第2号</p>
<p>改正 平成12年3月30日三浦市条例第20号 平成13年3月29日三浦市条例第14号 平成13年12月27日三浦市条例第27号 平成15年3月24日三浦市条例第7号</p>	<p>改正 平成12年3月30日三浦市条例第20号 平成13年3月29日三浦市条例第14号 平成13年12月27日三浦市条例第27号 平成15年3月24日三浦市条例第7号</p>
<p>三浦市漁港管理条例 (趣旨)</p>	<p>三浦市漁港管理条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (漁港施設の維持運営)</p>	<p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (漁港施設の維持運営)</p>
<p>第2条 市長は、市が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。 2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該乙種漁港施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。 (漁港の保全)</p>	<p>第2条 市長は、市が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。 2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該乙種漁港施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。 (漁港の保全)</p>
<p>第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設（法第39条第5項第1号に規定する施設を除く。）を滅失し、又は損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。 2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又は滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。 (危険物等についての制限)</p>	<p>第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設（法第39条第5項第1号に規定する施設を除く。）を滅失し、又は損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。 2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又は滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。 (危険物等についての制限)</p>
<p>第4条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、市長の指示した場所でなければ停泊し、停留し、又は係留してはならな</p>	<p>第4条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、市長の指示した場所でなければ停泊し、停留し、又は係留してはならな</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>3 第1項の危険物等の種類は、規則で定める。 (漂流物の除去等の措置命令)</p> <p>第5条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、当該物件の除去その他必要な措置を命ずることができる。 (陸揚輸送等の区域における利用の調整)</p> <p>第6条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終了したときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可したときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終了したときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。 (利用の届出)</p> <p>第7条 甲種漁港施設のうち、規則で定める施設を利用しようとする者は、次条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者を除き、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を利用する者に対し、利用時間その他利用方法について必要な指示をすることができる。 (使用の許可等)</p> <p>第8条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。)のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者</p>	<p>い。</p> <p>2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>3 第1項の危険物等の種類は、規則で定める。 (漂流物の除去等の措置命令)</p> <p>第5条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、当該物件の除去その他必要な措置を命ずることができる。 (陸揚輸送等の区域における利用の調整)</p> <p>第6条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終了したときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可したときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終了したときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。 (利用の届出)</p> <p>第7条 甲種漁港施設のうち、規則で定める施設を利用しようとする者は、次条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者を除き、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を利用する者に対し、利用時間その他利用方法について必要な指示をすることができる。 (使用の許可等)</p> <p>第8条 次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。)のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者</p>

改正後	改正前
<p>(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者</p> <p>2 前項の使用の許可を受けた者が、当該甲種漁港施設の使用の目的又は方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の許可に甲種漁港施設の使用上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。 (占有の許可等)</p>	<p>(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者</p> <p>2 前項の使用の許可を受けた者が、当該甲種漁港施設の使用の目的又は方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の許可に甲種漁港施設の使用上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。 (占有の許可等)</p>
<p>第9条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の占有の許可を受けた者が、当該甲種漁港施設の占有の目的又は方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第1項の占有期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、1年)を超えることはできない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 第1項の占有の許可を受けた者が占有を廃止したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 (使用料等)</p>	<p>第9条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の占有の許可を受けた者が、当該甲種漁港施設の占有の目的又は方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第1項の占有期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、1年)を超えることはできない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5 第1項の占有の許可を受けた者が占有を廃止したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 (使用料等)</p>
<p>第10条 市長は、甲種漁港施設を利用する者から別表第1に定める使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。</p> <p>(1) 公務に従事するとき。</p> <p>(2) 特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行に従事し、又は漁港の維持管理をするとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長において利用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。 (土砂採取料等)</p>	<p>第10条 市長は、甲種漁港施設を利用する者から別表第1に定める使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。</p> <p>(1) 公務に従事するとき。</p> <p>(2) 特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行に従事し、又は漁港の維持管理をするとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長において利用者の責に帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。 (土砂採取料等)</p>
<p>第11条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取</p>	<p>第11条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取</p>

改正後	改正前
<p>又は占用の許可を受けた者からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。</p>	<p>又は占用の許可を受けた者からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。</p>
<p>2 土砂採取料等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 （入出港の届出）</p>	<p>2 土砂採取料等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 （入出港の届出）</p>
<p>第12条 漁港を利用する者は、その船舟の入港及び出港の状況について、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舟については、この限りでない。</p> <p>(1) 総トン数20トン未満の漁船 (2) 公務に従事する船舟 (3) 第8条第1項の許可を受けた船舟 (4) あらかじめ市長の承認を受けた船舟 （監督処分）</p>	<p>第12条 漁港を利用する者は、その船舟の入港及び出港の状況について、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舟については、この限りでない。</p> <p>(1) 総トン数20トン未満の漁船 (2) 公務に従事する船舟 (3) 第8条第1項の許可を受けた船舟 (4) あらかじめ市長の承認を受けた船舟 （監督処分）</p>
<p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定に違反した者 (2) 第8条第3項又は第9条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けた者 （公益上の必要による許可の取消等及び損失補償）</p>	<p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定に違反した者 (2) 第8条第3項又は第9条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けた者 （公益上の必要による許可の取消等及び損失補償）</p>
<p>第14条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。 （過料）</p>	<p>第14条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。 （過料）</p>
<p>第15条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条第1項又は第2項の規定に違反した者</p>	<p>第15条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条第1項又は第2項の規定に違反した者</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第5条の規定による市長の命令に従わない者</p> <p>(3) 第6条第3項、第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項若しくは第2項又は第12条の規定に違反した者</p> <p>(4) 第13条又は前条第1項の規定による市長の命令に違反した者</p>	<p>(2) 第5条の規定による市長の命令に従わない者</p> <p>(3) 第6条第3項、第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項若しくは第2項又は第12条の規定に違反した者</p> <p>(4) 第13条又は前条第1項の規定による市長の命令に違反した者</p>
<p>第16条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p>	<p>第16条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。</p>
<p>(過怠金)</p> <p>第17条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。</p>	<p>(過怠金)</p> <p>第17条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。</p>
<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この条例は、昭和58年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、昭和58年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成12年3月30日三浦市条例第20号）</p>	<p>附 則（平成12年3月30日三浦市条例第20号）</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行前に行われた土砂採取料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例施行の際現に効力を有するものは、改正後の三浦市漁港管理条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。</p>	<p>2 この条例の施行前に行われた土砂採取料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例施行の際現に効力を有するものは、改正後の三浦市漁港管理条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。</p>
<p>3 この条例の施行前に徴収した土砂採取料等は、この条例による改正後の第13条第1項の規定により徴収した土砂採取料等とみなす。</p>	<p>3 この条例の施行前に徴収した土砂採取料等は、この条例による改正後の第13条第1項の規定により徴収した土砂採取料等とみなす。</p>
<p>4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成13年3月29日三浦市条例第14号）</p>	<p>附 則（平成13年3月29日三浦市条例第14号）</p>
<p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成13年12月27日三浦市条例第27号）</p>	<p>附 則（平成13年12月27日三浦市条例第27号）</p>
<p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成15年3月24日三浦市条例第7号）</p>	<p>附 則（平成15年3月24日三浦市条例第7号）</p>
<p>1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例施行の日以後の使用</p>	<p>2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例施行の日以後の使用</p>

改正後						改正前					
に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。						に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。					
別表第1（第10条関係）						別表第1（第10条関係）					
1 使用料						1 使用料					
施設の種別		使用料				施設の種別		使用料			
岸壁物揚場		1 水産物を陸揚げする場合 水揚金額の1,000分の0.5 2 商工貨物を陸揚げする場合 重量1トンごとに40円				岸壁物揚場		1 水産物を陸揚げする場合 水揚金額の1,000分の0.5 2 商工貨物を陸揚げする場合 重量1トンごとに40円			
泊地船揚場		船舟の総トン数	5トン以下のも	5トンを超え10トン以下のもの	10トンを超え20トン以下のもの	20トンを超えるもの	船舟の総トン数	5トン以下のも	5トンを超え10トン以下のもの	10トンを超え20トン以下のもの	20トンを超えるもの
		種別及び単位						種別及び単位			
漁船	1隻1日	180円	190円	210円	210円にその超える20トン又はその端数ごとに210円を加算した額	漁船	1隻1日	180円	190円	210円	210円にその超える20トン又はその端数ごとに210円を加算した額
漁船以外の舟	1隻1日	200円	210円	240円	240円にその超える20トン又はその端数ごとに240円を加算した額	漁船以外の舟	1隻1日	200円	210円	240円	240円にその超える20トン又はその端数ごとに240円を加算した額

改正後		改正前	
2 占用料		2 占用料	
物件の種別	占用料	物件の種別	占用料
電柱、電話柱、支線柱及び支線並びにその他の柱類	三浦市道路占用料条例（昭和49年三浦市条例第28号）第3条第3項及び別表の規定を準用する。	電柱	本柱 1本1月につき 100円 支線 1本1月につき 100円 支線柱 街路照明柱
看板		広告及び看板類	広告等を使用される表面積1平方メートル1月につき 340円
標識		標識柱類	1本1月につき 100円
地下埋設物	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 マンホール 1基1月につき 80円	地下埋設物	管類 1メートル1月につき 20円 マンホール 1基1月につき 80円
前各項に掲げるもの以外の目的のための占有	近傍の類似地の価格の1平方メートル当たりの額に、占有面積、100分の3及び365分の占有日数を乗じて得た額	前各項に掲げるもの以外の目的のための占有	近傍の類似地の価格の1平方メートル当たりの額に、占有面積、100分の3及び365分の占有日数を乗じて得た額
備考		備考	
1 使用料が重量を単位として定められているもので、その重量が1トンに満たないとき、又はこれに1トン未満の端数があるときは、その満たない重量又は端数の重量は、1トンとして計算する。		1 この表中1トン、1日、1月、1平方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又はそれらに端数が生じたときは、それぞれの満たない数又は端数は、1トン、1日、1月、1平方メートル又は1メートルとして計算する。	
2 使用料又は占用料が日又は月を単位として定められているもので、その使用又は占有の期間が1日若しくは1月に満たないとき、又はそれらに1日若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれの満たない期間又は端数の期間は、1日又は1月として計算する。			
3 占用料が面積又は長さを単位として定められているもので、その面積又は長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たないとき、又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数がある			

改正後		改正前	
<p><u>ときは、それぞれの満たない面積若しくは長さ又は端数の面積若しくは長さは、切り捨てて計算する。</u></p> <p>4 漁船については、継続する停係泊の期間が1月までの間の泊地及び船揚場にかかる使用料は徴収しない。</p> <p>5 船舟については、商工貨物の陸揚げ期間中の泊地にかかる使用料は徴収しない。</p> <p>6 近傍の類似地の価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号又は第11号に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載されている価格による。</p> <p>7 <u>占用の期間が1月に満たないときの占用料は、この表の規定により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額との合計額とする。</u></p>		<p>2 漁船については、継続する停係泊の期間が1月までの間の泊地及び船揚場にかかる使用料は徴収しない。</p> <p>3 船舟については、商工貨物の陸揚げ期間中の泊地にかかる使用料は徴収しない。</p> <p>4 近傍の類似地の価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号又は第11号に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載されている価格による。</p>	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
区分	単位	金額	金額
土砂の採取	1立方メートルにつき	<u>300円</u>	<u>210円</u>
占 用	通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの	130円	130円
	倉庫、物置、小屋、栈橋、橋り ようその他の工作物（次の各項 に掲げるものを除く。）	260円	260円
	住宅、事務所及び工場	380円	380円
	海水浴施設、売店、休憩所及び バンガロー	1,560 円	1,560 円
	係船浮標、係船くい、信号浮標 及び信号柱	1基1年につき	<u>640円</u>
鉄塔	1平方メートル 1年につき	730円	730円
<u>電柱、電話柱、支線柱及び支線 並びにその他の柱類</u>	<u>三浦市道路占用料条例第3条第3 項及び別表の規定を準用する。</u>		
<u>看板</u>			
区分	単位	金額	金額
土砂の採取	1立方メートルにつき		<u>210円</u>
占 用	通路、作業場、材料置場その他 原状のまま使用するもの	130円	130円
	倉庫、物置、小屋、栈橋、橋り ようその他の工作物（次の各項 に掲げるものを除く。）	260円	260円
	住宅、事務所及び工場	380円	380円
	海水浴施設、売店、休憩所及び バンガロー	1,560 円	1,560 円
	係船浮標、係船くい、信号浮標 及び信号柱	1基1年につき	<u>300円</u>
鉄塔	1平方メートル 1年につき	730円	730円
電 柱	<u>本柱</u>	<u>1本1年につき</u>	<u>980円</u>
	<u>支線柱及び支線</u>	<u>1本（条）1年につき</u>	<u>440円</u>
<u>広告板類</u>	<u>広告等に使用される表面 積1平方メートル1年に つき</u>		<u>3,450 円</u>

改正後			改正前		
	<p>水管、下水道管、ガス管その他 これらに類する物件</p>		管 類	<p>内径が600ミリメートル未 満のもの</p> <p>内径が600ミリメートル以 上のもの</p>	<p>長さ1メートル1年につ き</p> <p>150円</p> <p>360円</p>
備考			備考		
<p>1 <u>土砂の体積が1立方メートルに満たないとき、又はこれに1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない体積又は端数の体積は、1立方メートルとして計算する。</u></p> <p>2 <u>占用料が面積又は長さを単位として定められているもので、その面積又は長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たないとき、又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、それぞれの満たない面積若しくは長さ又は端数の面積若しくは長さは、切り捨てて計算する。</u></p> <p>3 <u>占用料が年を単位に定められているもので、その占用の期間が1年に満たないとき、又はこれに1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。</u></p> <p>4 <u>占用の期間が1月に満たないときの占用料は、この表の規定により算出した額とその額に消費税率等に乗じて得た額との合計額とする。</u></p>			<p>1 <u>この表中1立方メートル、1平方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又はそれらに端数が生じたときは、それぞれの満たない数又は端数は、1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとして計算する。</u></p> <p>2 <u>占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。</u></p>		

附 則（※今回改正附則）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の三浦市漁港管理条例の規定又はこの条例による改正前の三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の規定により算定された占用料等（当該占用料等の期間がこの条例の施行の日前に開始するものにあつては、同日前の占有等の期間に係る占用料等に限る。）であつて、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額等については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。